

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、子ども・子育て支援に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。子ども・子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和3年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)により特定個人情報ファイルを取り扱う事務は次のとおり。</p> <p>1 児童福祉法に基づく事務 (1)保育の利用調整、施設への要請等 (2)利用者負担額の算定、徴収</p> <p>2 子ども・子育て支援法に基づく事務 (1)子どものための教育・保育給付にかかる必要な書類の提供等の求め (2)教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定(以下「教育・保育給付認定等」という。)に係る申請等の受理、審査及び申請等に対する応答 (3)支給認定証の交付 (4)職権による教育・保育給付認定等の変更 (5)教育・保育給付認定等の取消し (6)地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の8及び94の項 ・主務省令第8条第1項7～9号、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3315

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	評価書名	保育料システム関連事務 基礎項目評価書	亀山市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年7月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	亀山市は、保育所入所事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	亀山市は、子ども・子育て支援に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成29年7月18日	I-1 1. 特定個人情報ファイルを	保育料の支弁事務、徴収事務	子ども・子育て支援に関する事務	事前	
平成29年7月18日	I-1 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保育対象者に対する入所管理、保育料計算・徴収と、保育施設の支弁事務を実施している。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保育対象者の入所審査、実施対象者の把握 ②情報共有ネットワークシステムへの保育料データ提供	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付、支給認定、特定教育・保育施設等の利用の申込みに伴う利用調整、利用者負担額の決定等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は次のとおり。 ・保育の利用調整、施設への要請等に関する事務 ・利用者負担額の算定、徴収に関する事務 ・子どものための教育・保育給付にかかる必要な書類の提供等の求めに関する事務 ・支給認定又は支給認定の変更の申請等の受理、その申請等にかかる事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務 ・支給認定証の交付等に関する事務 ・職権による支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取り消しに関する事務 ・地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事前	
平成29年7月18日	I-2 2. 特定個人情報ファイル名	保育料情報ファイル	子ども・子育て支援特定個人情報ファイル	事前	
平成29年7月18日	I-3 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 8項	・番号法第9条第1項及び別表第一の8及び94の項	事前	
平成29年7月18日	I-4 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第9条第1項 別表第二 12項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の116の項	事前	
平成29年7月18日	I-5 5. 評価実施機関における担	子ども家庭室	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室	事前	
平成29年7月18日	I-7 7. 特定個人情報の開示・訂		企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	事前	
平成29年7月18日	I-8 8. 特定個人情報ファイルの		健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地	事前	
平成29年7月18日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成29年7月18日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者	500人以上	500人未満	事前	
平成29年7月18日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成29年7月18日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当	①健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室 企画政策部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	①健康福祉部子ども未来課 ②子ども未来課長 総務政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	組織・機構再編及び人事異動に伴う変更
平成30年6月22日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地	健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3315	事後	組織・機構再編に伴う変更
平成30年6月22日	II しい値判断項目 1 対家人数	平成29年7月18日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しい値判断項目 2 取扱者数	平成29年7月18日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	子ども・子育て支援システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネット	事後	
令和1年5月20日	IV リスク対策	(記載項目なし)	記載項目追加	事後	
令和1年5月20日	II. 1 いつの時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月20日	II. 2 いつの時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和2年5月29日	I-1 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子どものための教育・保育給付、支給認定、特定教育・保育施設等の利用の申込みに伴う利用調整、利用者負担額の決定等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は次のとおり。 ・保育の利用調整、施設への要請等に関する事務 ・利用者負担額の算定、徴収に関する事務 ・子どものための教育・保育給付にかかる必要な書類の提供等の求めに関する事務 ・支給認定又は支給認定の変更の申請等の受理、その申請等にかかる事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務 ・支給認定証の交付等に関する事務 ・職権による教育・保育給付認定等の変更 ・支給認定の取り消しに関する事務 ・地域子ども・子育て支援事業に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)により特定個人情報ファイルを取り扱う事務は次のとおり。 1 児童福祉法に基づく事務 (1) 保育の利用調整、施設への要請等 (2) 利用者負担額の算定、徴収 2 子ども・子育て支援法に基づく事務 (1) 子どものための教育・保育給付にかかる必要な書類の提供等の求め (2) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定(以下「教育・保育給付認定等」という。)に係る申請等の受理、審査及び申請等に対する応答 (3) 支給認定証の交付 (4) 職権による教育・保育給付認定等の変更 (5) 教育・保育給付認定等の取消し (6) 地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	
令和2年5月29日	II. 1 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月29日	II. 2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年6月4日	II. 1 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月4日	II. 2 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	